

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 8年 1月 5日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
太尾小学校 給食室洗浄機給水管水漏れ修繕
- 2 履行場所
横浜市港北区大倉山七丁目34番1号
横浜市立太尾小学校
- 3 契約日
令和7年12月15日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年12月20日
- 5 契約金額
189,200円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
経年劣化により給水管に錆が生じ水漏れ。防水テープを貼り処置をしたが、洗浄機の利用頻度や錆による給水管の更なる破損により給食提供ができなくなる可能性があることから、緊急契約での修繕とした。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立太尾小学校